

# 仙台市立郡山中学校生徒会規約

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

本会は仙台市立郡山中学校生徒会と称する。

### 第2条（会員）

本会は仙台市立郡山中学校生徒全員で組織する。

### 第3条（目的）

本会は本校教育目標に則り、学校生活の充実向上をはかるために会員の自治活動を盛んにし、自主的に運営することを目指し、さらに会員相互の友情を深め、堅実で明るい校風をつくり、心身共に健全で、将来立派な社会人としての広い教養を身につけることを目的とする。

### 第4条（活動）

本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- 1 学校の様々な行事に積極的に参加する。
- 2 会員の学校生活の改善、充実を図る。
- 3 各学級、各班、各委員会などの活動の連絡や調整をする。
- 4 他校生徒会との交歓を図る。
- 5 その他、生徒会の目的を達成するために必要な活動をする。

## 第2章 会議

### 第5条（会議の種類）

本会は目的達成のために次の会議をおく。

- 1 生徒総会
- 2 中央委員会
- 3 生徒会執行部
- 4 各種委員会及び学年委員会
- 5 地区生徒会
- 6 選挙管理委員会
- 7 部活動委員会

### 第6条（会議の構成）

前条の会議は次の会員で構成される。

- 1 生徒総会  
生徒会会員全員
- 2 中央委員会  
生徒会役員、各学級の代表者、各種委員会の委員長、部活動委員会の運動・文化の各部長
- 3 生徒会執行部  
生徒会役員
- 4 各種委員会及び学年委員会  
各学級で選出された委員
- 5 地区生徒会  
各地区の代表者
- 6 選挙管理委員会  
各学級で選出された委員  
選挙細則については別に定める。
- 7 部活動委員会  
各部の部長

### 第7条（生徒総会及び機能）

生徒総会は本会の最高決議機関であって、次のことを行う。

- 1 予算・決算の承認
- 2 行事活動の承認
- 3 部の新設、廃止の承認
- 4 その他の重要事項の承認

## 第8条（総会の招集）

生徒総会は年1回（原則として5月）開催するほか、生徒会長が必要と認めたとき、あるいは会員の4分の1以上の要求があった場合、生徒会長は臨時総会を招集しなければならない。

## 第9条（中央委員会の招集及び機能）

- 1 中央委員会は生徒総会につぐ議決機関で、毎月1回開催する。ただし、会長が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。
- 2 中央委員会は次のことを行う。
  - （1） 規約改正の発議
  - （2） 予算・決算の承認
  - （3） 行事予定の審議
  - （4） 細則の審議及び議決
  - （5） 緊急なことがらの議決
  - （6） その他必要なこと

## 第10条（各種委員会及び学年委員会）

各種委員会及び学年委員会には生徒総会、中央委員会決定に従って、その執行にあたる。

各種委員会には次の委員会をおく。

美化委員会 保健給食委員会 図書委員会 放送委員会 広報委員会 応援委員会  
ボランティア委員会

## 第11条（地区生徒会）

地区は次のとおりとする。

八本松 東区 西台畑 北目 新新田 飯田 諏訪 公務員住宅 東大野田  
市営住宅 八本松マンション 中区東 矢口 籠ノ瀬 長町サンハイツ 郡山4丁目

## 第12条（部活動）

部活動は次のとおりとする。

- 1 運動部  
陸上競技部 野球部 サッカー部 ソフトボール部 ソフトテニス部  
バスケットボール部 バレーボール部 バドミントン部  
剣道部 柔道部 卓球部 水泳部
- 2 文化部  
美術・イラスト部 科学部 吹奏楽部 家庭部

## 第13条（会議の成立、表決、公開）

- 1 本会規約に特別に定めのあるものを除いて、すべての会議は構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、その議決は出席数の半数を必要とする。
- 2 会議は公開することを原則とする。

## 第3章 役員

### 第1節 生徒会役員

## 第14条（役員構成）

本会には次の役員をおく。

会長1名 副会長2名 書記2名 会計2名 議長1名 一般役員5名程度  
ただし、副会長、書記、会計については1年生、2年生各1名ずつで構成されることとする。

## 第15条（選出・任期）

- 1 会長、副会長、書記、会計は会員の公選によって決定され、その任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 議長、一般役員は会長が委嘱する。任期、再選については他の役員と同様とする。

## 第16条（任務）

役員は次の仕事を行う。

- 1 会長は、一切の生徒会活動、その他委員会の総意に基づき生徒会を代表する。
- 2 副会長は、会長を助け、必要な場合は会長の代理を務める。
- 3 書記は、規約、役員名簿、議事録など、会の運営上必要なすべての記録を作成して保管する。必要がある場合は、その記録を公表しなければならない。
- 4 会計は、生徒会に関わる経費の取扱や、予算の編成並びに会計、決算、報告を行う。

## 第2節 その他の役員

### 第17条（各種委員会及び学年委員会）

各種委員会には、それぞれ委員長、副委員長各1名をおく。ただし、学年委員会には、各学年ごとに学年長、副学年長をおく。

### 第18条（地区生徒会）

地区生徒会には、代表1名（3年生）、副代表2名（1・2年生から各1名）をおく。

### 第19条（部活動委員会）

- 1 部活動委員会は、運動部、文化部とし、委員長、副委員長各1名をおく。
- 2 各部には部長1名、副部長1～2名をおく。
- 3 部長は、各部の活発なる活動と円滑なる運営を図る。
- 4 副部長は、部長を助け、必要に応じて部長の代理を務める。

### 第20条（任務）

各委員会の委員長、学年長は、委員会内部の連絡を円滑にし、活動を促進し、執行の責任にあたる。副委員長、副学年長は、委員長、学年長を助け、必要に応じて委員長、学年長の代理を務める。

### 第21条（その他の役員の任期）

各種委員会の委員の任期は1期とする。地区委員会の代表及び部活動の部長、副部長の任期は1年とする。ただし、1期の期間は原則として4月から9月（前期）、10月から3月（後期）とする。

## 第4章 会計

### 第22条（会費）

本会の会費は、生徒会費、その他をもってこれにあてる。

### 第23条（会計年度）

本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第5章 規約の改正

### 第24条（改正の手続）

本会の規約の改正は、中央委員会の構成員の3分の2以上の賛成を得た後、中央委員会がこれを発議し、全会員に提案して、その承認を得なければならない。この承認には投票または生徒総会において全会員の過半数の賛成が必要である。

## 第6章 付則

### 第25条（活動の承認）

本会のあらゆる活動は学校長の承認のもとに行われる。

### 第26条（細則）

本会の規約に定められていない細則は、中央委員会の議決により別にこれを定める。

### 第27条（施行期日）

本会の規約は、昭和44年6月2日より施行する。ただし、規約を改廃する場合は即日施行される。

## 仙台市立郡山中学校生徒会選挙に関する細則

- 1 この細則は、生徒会規約の精神に則り、生徒会役員を公選する制度を確立し、その選挙が選挙人の自由意志によって公明且つ適正に行われることを確保し、生徒会活動の健全な発達を期することを目的とする。
- 2 この細則は生徒会役員選挙について適用する。
- 3 生徒会規約第6条6項により、各学級は選挙管理委員を選出しなければならない。選挙管理委員は委員の互選により、選挙管理委員長を選出しなければならない。
- 4 選挙管理委員会は、生徒会規約第14条、第15条、第6条1項に基づき、会長1名、副会長2名、書記2名、会計2名の公選を行うために次の任務を行う。
  - (1) 選挙公示
  - (2) 立候補受付
  - (3) 立候補締切
  - (4) 選挙運動に関する注意事項
  - (5) 立会演説会（政見放送を含む）
  - (6) 投票管理
  - (7) 開票管理及び投票結果の報告
- 5 その他、選挙に関する一切の任務は選挙管理委員会が責任を負う。選挙管理委員の任期は、この選挙が終了するまでとする。
- 6 選挙の方法は記号式投票によって行う。
- 7 選挙人は、投票所において、投票用紙に自ら当該選挙の候補者氏名の上欄に○印を記載して、これを投票箱に入れなければならない。生徒会長候補は1名、副会長、書記、会計各候補については2名を記載する。
- 8 次の投票は無効とする。
  - (1) 規定の用紙を用いないもの。
  - (2) 生徒会長候補について2名以上、副会長、書記、会計各候補について各学年で2名以上記載したもの。
  - (3) ○印以外、他事を記載したもの。
- 9 有効投票の最多数を得た者をもって、当選人とする。当選人を定めるにあたり、得票数が同じであるときは、選挙管理委員会において、選挙管理委員長が抽選で定める。
- 10 立候補者数が定員以内の場合、信任投票は行わず、無投票当選とする。